

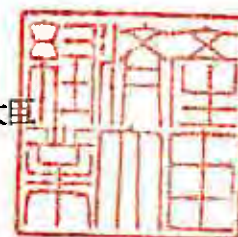
経済産業省

20150128統 第2号

平成27年2月10日

総務大臣 殿

経済産業大臣



基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に關係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室 経済産業省資源エネルギー庁 長官官房総合政策課戦略企画室
事務担当者	野中 貞一郎 電話 03(3501)1645 e-mail : nonaka-teiichiro@meti.go.jp 横尾 浩之 電話 03(3501)2096 e-mail : yokoo-hiroyuki@meti.go.jp



申請事項記載書

1 調査の名称
経済産業省特定業種石油等消費統計調査

2 変更の内容	変更案	変更前	変更理由
<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1) 調査組織 <u>経済産業省（資源エネルギー庁）－民間事業者－報告者</u></p> <p>(2) 調査方法（<input type="checkbox"/>調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p>石油等消費統計調査は、<u>別表第2</u>に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。</p> <p>1) 調査票の配布 経済産業大臣は、<u>別表第1</u>に掲げるところにより、それぞれの<u>報告義務者</u>について、<u>別表第2</u>の様式<u>第1号～第9号</u>の調査票を配布する。</p>	<p>1～5 略</p> <p>6 報告を求めるとに用いる方法 (1) 調査組織 <u>経済産業省－経済産業局－報告者</u> <u>経済産業省－報告者</u></p> <p>(2) 調査方法（<input type="checkbox"/>調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 <input type="checkbox"/>その他（ ））</p> <p>石油等消費統計調査は、<u>別添</u>に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。</p> <p>1) 調査票の配布 <u>①</u> 経済産業大臣は、<u>別表</u>に掲げるところにより、それぞれの<u>調査対象事業所</u>について、様式<u>第2号、第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号</u>の調査票のうち、<u>該当す</u></p>	<p>○調査組織の変更のため。</p> <p>○調査組織の変更のため。</p>	

<p>2) 調査票の提出</p> <p>① 調査票による提出</p> <p><u>報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p>② 電子情報処理組織による提出</p> <p>ア <u>報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）と報告義務者の使用に係る入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に到達したものとす。</p>	<p><u>る調査票を配布する。</u></p> <p>② <u>経済産業局長は、別表に掲げるところにより、それぞれの調査対象事業所について、様式第1号、第3号、第7号及び第9号の調査票のうち、該当する調査票を配布する。</u></p> <p>2) 調査票の提出</p> <p>① 調査票による提出</p> <p>ア <u>調査対象事業所は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名し、別表に掲げる調査票の区分、提出先、提出部数及び提出期日に従って提出する。</u></p> <p>イ <u>経済産業局長は、受理した調査票を整理審査し、1部を保存し、1部を経済産業大臣に別表に掲げる期日までに提出する。</u></p> <p>② 電子情報処理組織による提出</p> <p>ア <u>調査対象事業所は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。）と調査対象事業所の使用に係る入力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、別表に掲げる提出期日までに提出する。</u></p> <p>イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイル（以下「ファイル」という。）への記録がされた時に調査票が調査票の提出先に到達した</p>	<p>○調査組織の変更のため。</p>
--	--	---------------------

<p>③ <u>電磁的記録</u>による提出</p> <p><u>報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。</u></p> <p>④ <u>民間事業者に委託する業務</u></p> <p><u>石油等消費統計調査における業務委託内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付・督促、照会対応、個票審査、集計等に係る業務とする。</u></p> <p>7～10 略</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p>	<p><u>ものとする。</u></p> <p><u>ウ 経済産業局長は、別表に掲げる経済産業大臣に提出する期日までにファイルを整理審査する。この場合においては、ファイルの整理審査を終了した時に調査票が経済産業大臣に提出されたものとする。</u></p> <p>③ <u>フレキシブルディスク</u>による提出</p> <p><u>ア 調査対象事業所は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに調査対象事業所名等を記載したラベルをはり付け、1枚を別表に掲げる調査票の区分、提出先及び提出期日に従って提出する。</u></p> <p><u>イ 経済産業局長は、受理したフレキシブルディスクを整理審査し、経済産業大臣に別表に掲げる期日までに提出する。</u></p> <p>7～10 略</p> <p>11 調査票情報の保存期間及び保存責任者</p>	<p>○調査組織の変更及び記録媒体を形態に合わせるため変更する。</p> <p>○調査組織の変更のため追加する。</p>
--	---	--

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

別表第 1

別表第 2

関係書類	保存期間	保存責任者
調査票及びフレキシブルディスク	1年	経済産業大臣
調査票	1年	経済産業局長
調査票等及び集計表を収録した磁気媒体	永年	経済産業大臣

別表

別添様式

○調査組織の変更及び記録媒体を実態に合わせるとともに、記述の明確化により変更する

○別添 1 の新旧対照表参照のこと。
○調査組織の変更等に伴い調査票に所要の変更をす
る。変更部分については別添 2 参照のこと。

経済産業省特定業種石油等消費統計調査計画（変更後）

1 調査の名称

経済産業省特定業種石油等消費統計調査

2 調査の目的

経済産業省特定業種石油等消費統計調査（以下「石油等消費統計調査」という。）は、工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

別表第1で、「生産品目」（加工品を含む。）別に定める「調査の範囲」に属する事業所（生産を行っていない本社又は本店であるものを除く。）とする。

4 報告を求める者

(1) 数

約1,500

(2) 選定の方法（全数 無作為抽出 有意抽出）

規模以上悉皆調査

抽出方法：調査業種ごとに従事者規模により裾切りを行う。

(3) 報告義務者

3(2)の規定する事業所（以下「報告義務者」という。）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

①事業所の名称

- ②事業所の所在地
- ③燃料の受入量、消費量、払出量、在庫量及び発生量、回収量又は生産量
- ④電力の購入量、消費量、自家発電量及び販売量
- ⑤蒸気の入受量、発生量、消費量及び払出量
- ⑥燃料、電力及び蒸気の生産部門別消費量
- ⑦都市ガスの単位当たり発熱量

(2) 基準となる期日又は期間

毎月末日現在によって行う。

調査期間は、原則として毎月1日から月末までの1か月間。

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

経済産業省（資源エネルギー庁）— 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法（調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他（ ））

石油等消費統計調査は、別表第2に掲げる様式による調査票によって以下の要領で行う。

1) 調査票の配布

経済産業大臣は、別表第1に掲げるところにより、それぞれの報告義務者について、別表第2の様式第1号～第9号の調査票を配布する。

2) 調査票の提出

①調査票による提出

報告義務者は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名した上、1部を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

②電子情報処理組織による提出

ア 報告義務者は、経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と報告義務者の使用に係る入出力装置とを電気通信回路で接続した電子情報処理組織を使用して、所定の事項を入力し、調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

イ 電子情報処理組織を使用して提出する場合は、アの電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に調査票が経済産業大臣に到達したものとする。

③電磁的記録による提出

報告義務者は、電磁的記録に所定の事項を記録し、これに報告義務者名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する月の翌月15日までに経済産業大臣に提出する。

④民間事業者に委託する業務

石油等消費統計調査における業務委託内容は、調査関係用品の印刷、調査票の送付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、集計等に係る業務とする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

毎月（平成28年1月調査以降）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の提出期限は、調査月の翌月15日

8 集計事項

次の事項について集計する。

(1) 総合統計表

- ①業種別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②業種別、燃料別の受入量、発生・回収又は生産量、消費量、払出量及び在庫量
- ③業種別、電力の購入量、自家発電量、消費量及び販売量
- ④業種別、蒸気の入入量、発生量、消費量及び払出量

(2) 生産部門別統計表

- ①生産部門別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②生産部門別、燃料別の在庫量

(3) 地域別統計表

- ①経済産業局別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ②経済産業局別、業種別、燃料、電力及び蒸気の消費量
- ③都道府県別、燃料及び電力の消費量

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

集計された結果をインターネット及び印刷物により公表する。

(2) 公表の期日

月報は調査月の翌々月中旬

年報は調査月の翌年6月

8 (3) ③都道府県別、燃料及び電力の消費量にあつては、年報と同時に公表する。

10 使用する統計基準

調査対象範囲の画定にあたっては、日本標準産業分類E製造業の小分類に準拠している。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票及び報告義務者提出の電磁的記録	1年	経済産業大臣
調査票等及び集計表を収録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

12 立入検査等の対象とすることができる事項

石油等消費動態統計調査の事務に従事する者は、調査のため必要があるときは、統計法第15条の規定により、必要な場所に立ち入り、「5. (1) 報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査し、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。